

豊能町障害者日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 豊能町障害者日中一時支援事業（以下「事業」という。）は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次に掲げる業務とする。

- 1 障害者の日中における活動支援に関する業務
- 2 障害のある児童の放課後等における活動支援に関する業務
- 3 障害者等が社会に適応するための日常的訓練に関する業務
- 4 前3号に掲げるもののほか、町長が認める業務

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、町内に住所を有する在宅の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）及び町長が認めた者（以下「障害者等」という。）で、日中において監護するものがないため、一時的な見守り等の支援が必要な障害者等とする。

(事業者)

第4条 町長は、利用者に対して適切なサービスが提供できる事業者を日中一時支援事業者として指定するものとする。

2 前項の指定については、豊能町地域生活支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）によるものとする。

(申請及び決定等)

第5条 この事業の申請、決定、決定の変更及び取り消し等については、豊能町地域生活支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）によるものとする。

(事業の利用)

第6条 前条による決定を受けた者は、日中一時支援事業者が提供する日中一時支援事業を利用することができる。この場合において、利用者は、日中一時支援事業者に決定通知を提示するものとする。

(給付費)

第7条 町長は、利用者がこのサービスを受けたときは、当該受給者等に対し、当該費用給付事業に係るサービスに要した費用について、この事業の地域生活支援給付費を支給する。

- 2 地域生活支援給付費の額は、実施要綱で定める給付費相当額とする。
- 3 利用者が登録事業者から地域生活支援サービスを受けたときは、町長は、利用者が登録事業者に支払うべき当該地域生活支援サービスに要した費用に

ついて、地域生活支援給付費として当該利用者又は保護者に支給すべき額の限度において、受給者等に代わり、当該事業者を支払うことができる。

4 前項の規定による支払いがあったときは、受給者等に対し地域生活支援給付費の支給があったものとみなす。

(利用料及び月額負担上限額)

第8条 この事業の利用料及び月額上限額は実施要綱の定めた額とする。

(事業の中止)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業を中止することができる。

1 事業の実施を継続する理由がなくなったとき。

2 前号に規定するもののほか、町長が事業の実施が適当でないと認めるとき。

(守秘義務)

第10条 事業者は、その事業を遂行するにあたっては、人権を尊重し、また、職務上知り得た情報においては、秘密厳守の義務を負う。また、その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第11条 この要綱及び実施要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。